≪農地法 第3条許可申請書 添付書類 一覧表≫

| 番号 | 提出書類 | 備考 | 部数 | チェック欄 |
|-----|------------------------|---|----|-------|
| 1 | 申請書 | | 3通 | |
| 2 | 委任状 | 代理人が申請する場合 | 1通 | |
| 3 | 土地の登記事項証明書 (全部事項証明) | 所有権以外の権利が設定されている場合には、関係権 利者の同意書が必要です | 1通 | |
| 4 | 土地の選定理由書 | 購入等に至った経緯等を詳 細に記入してください | 1通 | |
| 5 | 農家証明書・耕作証明書 | 市外に住所等がある場合 | 1通 | |
| 6 | 位置図 | 縮尺は 1/20, 000 程度 | 1通 | |
| 7 | 案内図 | 住宅地図のコピー等 | 1通 | |
| 8 | 公図の写し | 付近の地目を記入すること | 1通 | |
| 9 | 事業計画書 | 現在の経営状況や今後の付計画などを記入してください。 | 1通 | |
| 10 | 住民票 | 世帯全員のものを添付して ください。 | 1通 | |
| 1 1 | その他申請に係る関係資料 | | 1通 | |

≪注意事項≫

農地を取得できる方は、通常、農家に限られます。

農家の方で貸し付けをしている農地がある場合には、貸し付けをしている農地は、本申請 提出前までに返却していただく必要があります。

また、所有する農地及び借り受けている農地は、全てを自ら(世帯員でも可)が耕作を効率的に圃場として使用している必要があります。

- ② 申請者に代わって委任された方が本申請を行う場合には、委任状が必要になります。
- ③ 土地の登記事項証明書(全部事項証明書)に記載されている所有者と申請人が一致しない 場合は、住民票や戸籍などで関連が分かるものを添付してください。
- ④ 各種証明書や謄本等につきましては、本申請日より3カ月以内の交付されたものを添付してください。
- ⑤ 必ず事前に農業委員会へご相談ください。

- ⑥ 本申請の受付日は、原則毎月10日(休日等の場合はその翌日)としています。
- ⑦ 申請書を提出される際には、申請内容を説明することができる方が持参してください。
- ⑧ 本申請の標準処理期間は30日(鶴ヶ島市農業委員会許可の場合)となっています。

その他ご不明な点がございましたら、鶴ヶ島市農業委員会事務局までお問い合わせください。

鶴ヶ島市農業委員会事務局